

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
 【規則】
 （県例規集登載）

疾病感染症対策課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

地域医療推進課

○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

水産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧

耕地課

○ 県営土地改良事業の工事完了

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

○ 内水面漁場管理委員会
 【内水面漁場管理委員会】
 第二百五十四回岡山県内水面漁場管理委員会
 の開催

内水面漁場管理委員会

◎岡山県規則第四十四号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三疾病感染症対策課の部2の項4中「~~第4条~~」を「~~第3条~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第二百九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和八年六月九日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

医療法人 千水会 びぜんメンタルクリニック

備前市伊部字田井山一二五九一

令和八年六月一日

矢掛町国民健康保険病院

小田郡矢掛町矢掛二六九五

令和八年六月一日

小野薬局宇野店

玉野市宇野一―一二二二五

令和八年六月一日

かさおか薬局

笠岡市笠岡五八九一―一

令和八年六月一日

訪問看護ステーション デューン倉敷西

倉敷市笹沖一二六一―五 白神テナント一階

令和八年六月一日

さくら訪問看護

倉敷市幸町七―七―五

令和八年六月一日

グッドタイム訪問看護ステーション・倉敷

倉敷市日吉町三四七―一

令和八年六月一日

美作中央病院 訪問看護ステーションみらい

美作市明見三五七―一

令和八年六月一日

◎岡山県告示第二百九十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

瀬戸内市牛窓町鹿忍七二七一 柴田 英典

瀬戸内市牛窓町牛窓二九八二 林 照夫

二 加入区

牛窓

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

牛窓町漁業協同組合

四 縦覧期間

令和八年六月九日から同月二十三日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 万善美作線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
美作市大原字喜平作五〇四番一地从先から 美作市大原字大畑四九七番四地先まで	美作市大原字喜平作五〇四番一地从先から 美作市大原字大畑四九七番四地先まで	新	一〇・二 一七・一	九一・三
		旧	三・一 七・九	九五・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下土井下加茂線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町下土井字木戸池尻七九 二番一地从先から 加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二 番三地从先まで	加賀郡吉備中央町下土井字木戸池尻七九 二番一地从先から 加賀郡吉備中央町下土井字木戸畝七八二 番三地从先まで	新	四・七 三〇・四	一五一・八
		旧	四・七 一一・〇	一五一・八

◎岡山県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	西大寺備前線 万善美作線	備前市畠田字目田六五番五地先から 備前市畠田字矢田二三八番九地先まで 美作市大原字喜平作五〇四番一地先から 美作市大原字大畑四九七番四地先まで	令和八年六月九日

〔二四二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備中県民局長に申し出ることができる。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

備北土地改良区

二 地区名

備北土地改良区（団体営土地改良（維持管理）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和八年六月九日から同月三十日まで

五 縦覧の場所

岡山県備中県民局農林水産事業部

〔二四三〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和八年六月九日

地区名
加茂川合同堰

工種
頭首工

岡山県知事

伊原木

隆太

完了年月日

令和八・二・一六

〔二四四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市伊部字高堂三一五番三、三一六番一、字毘沙門下三三四番一、三三四番三、三三五番、三三六番、三三七番、三三八番、三三九番一、三四〇番、三四四番、三四五番一、三四六番一、三一六番一地先道、三四六番一地先道、三一六番一地先水、三三八番地先水、三三五番地先水、三四六番一地先水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市西片上一三九〇番地
寺見建設株式会社

代表取締役 末廣 芳夫

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三四号

〔二四五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年六月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
備前市伊部字高堂三一五番三、三一六番一、字毘沙門下三三四番一、三三四番三、三三五番、三三六番、三三七番、三三八番、三三九番一、三四〇番、三四四番、三四五番一、三四六番一、三一六番一地先道、三四六番一地先道、三一六番一地先水、三三八番地先水、三三五番地先水、三四六番一地先水
- 二 公共施設の種類
道路、公園、下水道、消防の用に供する貯水施設
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）
- 四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名
備前市西片上一三九〇番地
寺見建設株式会社
代表取締役 末廣 芳夫
- 五 許可年月日及び許可番号
令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三四号

〔二四六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年六月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

岡山県警察本部庁舎ほか32施設で使用する電気の調達
使用予定電力量 11,472,000キロワット時（1年間）

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

(4) 納入場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部庁舎ほか32施設

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した1年間の総価で入札に付することとし、消費税及び地方消費税の額を含めない金額を入札金額とする。

(6) その他

(1)の使用予定電力量は、令和7年4月から令和8年3月までの使用実績等に基づき、将来的な計画を考慮して設定している。ただし、気象条件等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第31号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の条件に関し、入札説

第12809号 岡山県公報 令和8年6月9日

明書に示す入札参加条件を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和8年7月2日(木) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年6月9日(火) から同年7月14日(火) まで(岡山県の休日を含め、)
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ250グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和8年7月29日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和8年7月30日(木) 午前11時20分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出する以外に、一般競争入札(条件付)参加申出書及び入札説明書で指定する書類を令和8年7月14日(火)午後4時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for the 32 facilities including Okayama Prefectural Police Headquarters Building
11,472,000kWh (1 year)

(2) Delivery period :

From 1 October, 2026 through 30 September, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 29 July, 2026

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
TEL 086-234-0110, Ext. 2242

◎岡山県選管告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年六月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、三四〇
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二八九、六二一
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、六五六	高 梁 市	七、二三一
岡山市中区	三九、八〇六	新 見 市	七、三五四
岡山市東区	二五、二五五	備前市・和気郡	一二、三〇六
岡山市南区	四五、一七九	瀬 戸 内 市	一〇、〇四〇
倉敷市・都窪郡	一三三、二八一	赤 磐 市	一一、六六三
津山市・苫田郡・勝田郡	三三、八八二	真庭市・真庭郡	一一、五九〇
玉 野 市	一五、三一二	美作市・英田郡	七、三〇一
笠 岡 市	一二、三三四	浅口市・浅口郡	一二、一三四
井原市・小田郡	一三、八六九	久 米 郡	四、七八一
総 社 市	一八、六八八		

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第一号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百五十四回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和八年六月九日

岡山県内水面漁場管理委員会

会 長 加 藤 卓 夫

一 日時 令和八年七月一日(水)

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL(〇八六)二三二―〇五一

三 議題

第一号議案 増殖指示の代替措置について

報告事項一 旭川下流域におけるアユ資源の状況と資源回復の取組